

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書

株式会社リスクル

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年12月 4 日
【会社名】	株式会社リスキル
【英訳名】	Reskill Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 航
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷四丁目28番地4 Y K Bエンサインビル
【電話番号】	050-5530-2815（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 C F O 高橋 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷四丁目28番地4 Y K Bエンサインビル
【電話番号】	050-5530-2815（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 C F O 高橋 直樹

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2024年11月14日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び2024年11月29日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 株式公開情報	1頁
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	1

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 5月2日	株式会社日本 ライセンスバ ンク	東京都新宿 区新宿三丁 目1番13号	代表取締役社 長の近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社	松田 航	東京都 杉並区	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役社長)	625	141,385,000 (226,216) (注) 5	分割型分割 による会社 設立 (注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、設立日（2022年5月2日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 2022年5月2日の移動は、当社代表取締役社長松田航が保有する株式会社リカレント株式を対価として当社株式625株を譲り受けたものであります。
5. 移動価格は、独立した第三者の評価機関により算定された企業価値評価を参考にして、決定した価格であります。評価方法は、コストアプローチによる純資産価額法を採用しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 5月2日	株式会社日本 ライセンスバ ンク 代表取締役 松田 直之	東京都新宿 区新宿三丁 目1番13号	代表取締役社 長の近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社	松田 航	東京都 杉並区	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役社長)	625	141,385,000 (226,216) (注) 5	分割型分割 による会社 設立 (注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、設立日（2022年5月2日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
4. 2022年5月2日の移動は、当社代表取締役社長松田航が保有する株式会社リカレント株式を対価として当社株式625株を譲り受けたものであります。
5. 移動価格は、独立した第三者の評価機関により算定された企業価値評価を参考にして、決定した価格であります。評価方法は、コストアプローチによる純資産価額法を採用しております。